

オピニオン opinion

回復の見込みがない末期状態になつたら延命措置をどうするか。「人間らしい最期」を巡る葛藤が医療現場で続いている。私は2~3月、本紙富山版で一連の問題に焦点を当たった「ヒポクラテスを超えて」(13回)を連載し、終末期患者の意思を医療に反映させる仕組みが十分整っていない現状を伝えた。超党派の国會議員が法整備の議論を始めた。今国会での法案提出の動きもあり、最期の在り方について国民の本格的な議論の必要性を強く感じる。

連載では、富山市の夫婦、松尾幸郎さん(77)と妻巻子さん(70)を取り上げた。巻子さんは2006年、同市で車を運転中、中央線を越えてきた車と正面衝突。一命は取り留めたが、管で栄養を送る胃ろうや人工呼吸器、呼吸を助ける横隔膜ペースメーカーつながれた生活を送っている。声帯も含めて全身がまひし、

大森 治幸
阪神支局(前富山支局)



「最期の在り方」議論を



会話補助器を使って言葉を通わせる松尾さん夫婦—富山市の病院で2011年6月、大森治幸撮影

厚生労働省によると、終末期の症例には余命が数日から2~3ヶ月の末期がんや数年らすようになった。そして13年1月、衰弱によってこうした会話をうなぎ始めた。

「薬と機械に生かされているが、目も見えるし耳も聞こえる。だからこそ『死ぬほど』ではなく『死ぬより』つらいと思う。自分が同じ状況にいたら、どう考え、どんな決断をするか。それを問い合わせるのが私の責務です」。11年

厚生労働省によると、終末期の症例には余命が数日から2~3ヶ月の末期がんや数年らすようになった。そして13年1月、衰弱によってこうした会話をうなぎ始めた。

「薬と機械に生かされているが、目も見えるし耳も聞こえる。だからこそ『死ぬほど』ではなく『死ぬより』つらいと思う。自分が同じ状況にいたら、どう考え、どんな決断をするか。それを問い合わせるのが私の責務です」。11年

延命措置の中止 国も基準示せず

そこで、唯一動かせるまぶたを使って「会話」を始めた。

「ゆきおさんには、かんしゃしています」、「せかいいちあを通して巻子さんが伝えた言葉だ。しかし、歳月を重ねるごとに「しにたい」などと漏らすようになつた。そして13年1月、衰弱によってこうした会話をうなぎ始めた。

そこで、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。

その理由の一つとして、力

ール・ベッカー京都大教授

(62)「医療倫理学」は「みど

りの場が在宅から病院にな

り、日本人にとって死が身近

なかつた。29歳の私も、連載を

担当していなければ死を意識

することはなかつただろう。

ただ、これらは終末期医療

に直面した当事者の声であ

り、外への広がりが感じられ

ることはないだろう。

定規に決めた法律に制約され

る場面が出てくるかもしだれ

い」という危惧もある。

ただ、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動

を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。

その理由の一つとして、力

ール・ベッカー京都大教授

(62)「医療倫理学」は「みど

りの場が在宅から病院にな

り、日本人にとって死が身近

なかつた。29歳の私も、連載を

担当していなければ死を意識

することはなかつただろう。

定規に決めた法律に制約され

る場面が出てくるかもしだれ

い」という危惧もある。

ただ、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動

を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。

その理由の一つとして、力

ール・ベッカー京都大教授

(62)「医療倫理学」は「みど

りの場が在宅から病院にな

り、日本人にとって死が身近

なかつた。29歳の私も、連載を

担当していなければ死を意識

することはなかつただろう。

定規に決めた法律に制約され

る場面が出てくるかもしだれ

い」という危惧もある。

ただ、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動

を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。

その理由の一つとして、力

ール・ベッcker京都大教授

(62)「医療倫理学」は「みど

りの場が在宅から病院にな

り、日本人にとって死が身近

なかつた。29歳の私も、連載を

担当していなければ死を意識

することはなかつただろう。

定規に決めた法律に制約され

る場面が出てくるかもしだれ

い」という危惧もある。

ただ、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動

を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。

その理由の一つとして、力

ール・ベッcker京都大教授

(62)「医療倫理学」は「みど

りの場が在宅から病院にな

り、日本人にとって死が身近

なかつた。29歳の私も、連載を

担当していなければ死を意識

することはなかつただろう。

定規に決めた法律に制約され

る場面が出てくるかもしだれ

い」という危惧もある。

ただ、これらは終末期医療

に、終末期医療の語り部活動

を始めた幸郎さんが話す。

W、生前の意思表示を重視

たために「リビングウイル」(L

W)を記録する取り組みが広が

っている。ただ、意思表示で

きる年齢は国によって違う。

国内の状況はどうか。延命

措置の取りやめを巡っては、

横浜地裁が1995年の安楽

死事件の判決で示した①耐え

難い肉体の苦痛②死期の切迫

③苦痛を除く手段が他にない

④本人の明確な意思表示—

という違法性阻却の4要件が

今もさまざまな場面で援用さ

れている。富山県射水市民病

院で06年、患者7人の人工呼

吸器を外したとして医師2人

が殺入容疑で書類送検された

事件(不起訴)後、厚労省が

出したガイドラインも「医学

的妥当性と適切性を基に慎重

に判断」とあいまいな内容に

とどまっている。